

特定非営利活動法人しろい地図

非常時対応マニュアル

## 1、目的

この規定は、事業所所在地で避難勧告および各種警報が発表された場合に、特定非営利活動法人しろい地図（以下『法人』という）が運営する事業所（以下『事業所』と呼ぶ）において、非常時の対応をあらかじめ定めることによって、児童の安全を最優先に確保するものです。

## 2、非常時とは

### ①『神奈川県全域』、『神奈川県東部』、『横浜・川崎』

のいずれかに警報が発表されている場合。

### ②『事業所所在地』に避難勧告が発表されている場合。

### ③管理者が①・②に準ずる状況であると判断した場合、

または③避難の必要があると判断した場合 とします。

## 3、非常時の対応について

### ①利用前に避難勧告が発令された場合

- ・ 避難勧告が事業所所在地で発令された場合、全ての営業を停止します。
- ・ 判断が難しい場合は、管理者と理事長で協議を行い、その後の対応を定めてから各ご家庭へ連絡をさせていただきます。

### ②利用中に避難勧告が発令された場合

- ・ 安全を確保した後、保護者へ電話やメール等による連絡をさせていただきます。電話等による連絡が難しい場合は、ホームページ内にて告知、または事業所入口付近へ紙面を掲示し、避難所へ避難します。
- 避難時の状況により、告知が難しい状況であった場合は、広域避難所へお問い合わせ下さい。

### ③送迎について

- ・避難勧告および特定の警報が発表された場合、送迎は実施しません。  
ただし、安全確保のために緊急に避難が必要であると管理者が判断した場合は、避難所等へ車両による移動を実施します。
- ・安全確保が難しいと管理者が判断した場合は、早めに帰宅していただく可能性があります。緊急時については安全を最優先としますので、ご自宅への送迎における時間の調整はできませんので、ご了承下さい。

### ④避難場所について

- ・避難の必要があると判断された場合や行政機関等から避難の指示が出た場合は、広域避難所へ避難します。
- ・特別避難場所への避難については、避難所の指示に従って行動します。

## 4、気象警報が発表された場合

### ①降雪および積雪の場合

安全を最優先として、送迎については慎重に協議します。降雪が予想される場合、その後の営業内容は管理者と理事長で協議します。

協議を終えてから今後の対応について、午前の営業内容は 8 時頃、午後の営業内容は 11 時頃、ご家庭へ連絡させていただきます。

### ②高潮、波浪、洪水、大雨、暴風警報、各種注意報の場合

活動内容を縮小し、安全に配慮しつつ営業します。

### ③その他

その他の場合は、安全に配慮しつつ送迎を実施します。

ただし、管理者が危険であると判断した場合は実施しません。

## 5、その他

①この規定は平成 30 年 4 月 1 日より適用します。

②この規定は 2024 年 4 月 1 日より適用します。

③この規定に定めがないものについては、その都度協議を行います。